

28 建指第 505 号

平成 29 年 1 月 4 日

関係団体の長 殿

建設部 建築局長
(公印省略)

知立市及び田原市における開発許可等の事務について (通知)

本県の建築開発行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年 12 月 22 日に愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例 (平成 28 年条例第 61 号、平成 29 年 4 月 1 日施行) が公布され、都市計画法に基づく開発許可及び建築許可等の事務並びに租税特別措置法に基づく優良宅地及び優良住宅認定の事務が、県から知立市及び田原市へ移譲されることとなりました。

これにより、知立市及び田原市の区域に関する許可等については、平成 29 年 4 月 1 日より知立市及び田原市が行うこととなります。

つきましては、貴団体会員の皆様にこの旨周知していただきますようお願いいたします。

担 当 建築指導課開発グループ
電 話 052-954-6588

【お知らせ】

知立市及び田原市内の都市計画法の開発許可等が 愛知県から知立市及び田原市に移ります。

施行日:平成29年4月1日

○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例(平成28年愛知県条例第61号、平成28年12月22日公布、平成29年4月1日施行)により、都市計画法に基づく開発許可及び建築許可等の事務並びに租税特別措置法に基づく優良宅地及び優良住宅認定の事務が、県から知立市及び田原市へ移譲されます。

知立市及び田原市へ権限移譲される主な事務(都市計画法関係)

開発行為の許可(法第29条)、開発行為変更の許可(法第35条の2)、工事完了の検査(法第36条)、建築制限等の解除の承認(法第37条)、開発行為に関する工事の廃止の届出書の受理(法第38条)、予定建築物以外の建築等許可(法第42条)、建築物等の許可(法第43条)、地位の承継届の受理・承継の承認(法第44条・法第45条)、開発登録簿への登録・写しの交付(法第47条)など

○建築基準法(建築確認審査業務を除く)、建設リサイクル法(建築物)[※]等に関する審査業務は、これまでどおり各建設事務所建築課で行います。

注)建設リサイクル法の届出(土木工事)は、所管の建設事務所維持管理課で受け付けています。

○建築確認審査業務は、これまでどおり本庁建築指導課(東大手庁舎)で行います。

○建築基準法に係る申請書・届出の受付及び確認済証、許認可通知書等の交付は、これまでどおり市町村の窓口で行います。

[お問い合わせ]

愛知県建設部建築局建築指導課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

【電話】052-954-6588 【FAX】052-951-0840

愛知県西三河建設事務所建築課

〒444-0860 岡崎市明大寺町1番4号

【電話】0564-27-2734 【FAX】0564-23-4619

愛知県東三河建設事務所建築課

〒440-0801 豊橋市今橋町6

【電話】0532-52-1315 【FAX】0532-52-1310

知立市建設部建築課

〒472-8666 知立市広見三丁目1番

【電話】0566-95-0128 【FAX】0566-83-1141

田原市都市整備部建築課

〒441-3492 田原市田原町南番場30番1

【電話】0531-23-3526 【FAX】0531-22-3811